

第2回沼津市入札監視委員会 会議録

開催日時：平成22年6月4日（金） 午前9時30分～11時30分

開催場所：沼津市役所 3階 公平委員会室

出席者：（委員）金谷委員、近藤委員、杉本委員、東委員

（事務局）工藤総務課長、塩崎課長補佐、
加藤係長、稲葉主事、増田主事

内 容：

- 1 課長あいさつ
- 2 平成21年度工事請負契約状況について
- 3 平成21年度入札参加資格停止等の運用状況について
- 4 平成21年度低入札価格調査結果について
- 5 抽出事案にかかる審議
抽出結果報告 抽出事案の審議

[配布資料]

- 資料1 発注工事総括表（第1号様式）
- 資料2 入札方式別発注工事一覧表（第2号様式）
- 資料3 入札参加資格停止等の運用状況一覧表（第3号様式）
- 資料4 低入札価格調査結果一覧（第4号様式）
- 資料5 抽出事案説明書（第5号様式）
- その他資料 抽出案件一覧表 入札執行公告 入札結果表

【主な質疑】

Q 低入札価格調査制度では何%から低入札となるのか？

A 沼津市低入札価格調査制度実施要領により適用基準が定められている。予定価格の70%から90%の範囲内で設定され、21年度の低入札案件の平均は、土木工事では約82%、建築工事では約88%となっている。

Q 低入札の適用基準は沼津市独自のものか？

A 国・県と同様に、平成21年4月に改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会の基準を採用している。

Q 過去に低入札価格調査をした業者が倒産した事例があったが、どう考えるのか？

A 財務諸表及び経審の結果等からは経営状態が良好とは判断できないが、風評等を考慮すると、市から金融機関や情報機関等への調査はできない。このことから提出された調査書を基に判断をしているのが現状であり、当案件での調査結果についても適切だったと考える。

Q 予定価格等は事前公表しているのか。

A 予定価格は事前公表している。調査基準価格、失格基準価格並びに最低制限価格は入札後公表している。

Q 工事の設計書は誰が作っているのか？業務委託による成果をそのまま設計書としているのか？

A 業務委託で作成するが、工事発注時には現状に即し市技術職員が見直しを行っている。

Q 設計基準は同じものを使用しているのか？

A 「静岡県建築工事設計積算標準」等により設計積算を行っている。

Q 入札参加資格に地域性を採用しているか？

A この案件では、「建築Aランクに格付けされていること」を資格要件としており、実質市内に本社がある業者に限定されている。

Q 沼津市内だけとしていることが高い価格で推移している原因ではないか？

市内ではなく、東部地区などエリアを広げれば競争原理が働くのではないか？

A 建設工事だけでなく、物品購入等市が発注するものについて、市内業者で対応できるものについては原則市内業者に発注している。行政として、透明性・競争性を確保することはもちろんだが、法に則った中で、地域経済の活性化や雇用の確保を総合的に考えながら、手続きを進めていくことも同様に重要だと考えている。これは、競争性と地域経済の活性化という、相反する課題を「入札」というひとつの手続きのなか

で進めていくということで、非常に困難さを感じている。

Q 低価格入札のリスクとしては低賃金化や工事品質の悪化などが考えられるが、そのあたりの確認を具体的に調査しているのか？下請業者に見積金額どおり支払われたかどうかなどは調べているか？

A 低価格入札の案件では、業者から工事費内訳書、手持資機材の状況、下請人からの見積書等の提出を受け、工事の施工に問題がないか調査を行っている。現在、契約前の調査のみとなっていることから、今後低価格契約のしわ寄せが下請業者に及んでいないことを確認するため、工事完了後支払を確認する資料の提出や下請業者に対するヒアリングの実施など検討していきたい。

Q 辞退が多数あるが、辞退の分析は。

A 一般競争入札は、基本的に「受注したい」という業者が申請している。指名競争入札は、「施工できるだろう」ということで市が指名している。参加する、しないというのは各業者それぞれの判断になる。辞退する理由は「施工中の工事があり、技術者がいない」、予定価格が事前公表されていることから「金額的にメリットがない」、「設計図書の確認後得意工事ではなかった」等が考えられる。

Q 学校の耐震補強工事は各学校単位で一括発注しているのか？

A 授業で使用しており、一時期に校舎全体を施工することは困難なことから、西校舎・北校舎等の棟ごとに年度を分け施工している。

Q 抽出 77、78、79は同一地区内の施工となっているが、施工箇所は接続しているのか。今回のように同一業者が落札することを想定して経費を合算して出すことはできないのか。

A 今回の3件は同一地区内の施工になるが、路線も別で離れている。施工箇所は近いが全くの別工事であることから、それぞれの工事経費も積算している。

Q 解体工事の積算の根拠は。入札価格について、入札参加者の価格に開きがあるのはよいが、3倍近い開きは通常ではないと感じるが、どのように考えているのか。

A 解体工事も含め、市発注の工事に係る積算については、「静岡県建築工事設計積算標準」の単価等を採用している。入札の結果については、それぞれの業者が積算した結果と考える。